

## お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合

### 1. お客様の「重大な過失」となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同一視出来る程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) 他人に通帳を渡した場合
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書や諸届を渡した場合
- (3) その他(1)及び(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記(1)及び(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預ることは出来ないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

### 2. お客様の「過失」となりうる場合

お客様の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳と共に保管していた場合
- (3) 印章を通帳と共に保管していた場合
- (4) その他(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合